

## 質問回答書

件名 : ファン付き作業着外8件購入

	質問内容	回答
1	メーカーまたは仕入れ先から、納品場所へ製品を直送することは可能でしょうか。 またその際、納品書のみを受注者から貴所へ別途郵送することは認められますでしょうか。	メーカーまたは仕入れ先から、納品場所へ製品の直送で問題ありません。 また、納品書を別途郵送していただく対応で問題ありません。
2	仕様書には「検査に立ち会うものとする」とありますが、上記のように直送を行う場合、配送業者の納品をもって立会いに代えることは可能でしょうか。	納入については、配送業者による配送納品であっても問題ありませんが、仕様書5(4)に記載のあるとおり、納入後発注者側で検査を実施するので、その検査結果について異議申し立てができなくなります。 例えば数量が不足している等、発注者側から提示があった場合、不足分を追加納入していただく必要が生じます。  【検査について】 以下の内容の検査を行いますので、ご注意ください。 (1) 仕様書に記載している参考品と同一であるかどうか。ただし、見積提出前に同等品としての確認を受け、同等品として問題ないことの確認を受けたものは、この限りでない。 (2) 仕様書に記載している数量に過不足がないかどうか。

令和8年6月29日

回答者 : 近畿農政局東条川二期農業水利事業所

庶務課 経理係